

「就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業」に係る所要額調査（依頼）

国の令和5年度補正予算において、「就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業」が事業化され、この度、国より所要額調査がございました。

つきましては、今後協議申請を希望する法人においては、下記のとおり調査票を作成の上、期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象者

ア 当県あて工賃向上計画を提出している就労継続支援B型事業所

2 補助対象（以下のいずれかに該当するもの）

ア 導入することで、障害者の従事可能な担当業務の拡充が図られるもの

イ 生産活動を行うために障害者自身が利用するもの

ウ 導入することにより、障害者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの

3 補助率

国1／2、県1／4、事業者1／4

4 別添「所要額調査様式」

※2者以上の業者から同一内容で徴した見積書（写し）を添付すること。

5 提出期限及び提出先

期限: 令和6年5月27日(月) 厳守 提出先: <shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp>

6 留意事項

- ・ 国及び県の予算の範囲内において補助されるものであるため、申請をしても採択されない場合がございますので予めご了承ください。
(※なお、今回調査についてはあくまでも所要額調査となりますのでご注意願います)
- ・ 本事業は「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業」と補助対象が重複することから、併給不可とします。
- ・ 別添国実施要綱をよくご確認いただいたうえで書類を作成ください。

[問合せ先]

茨城県福祉部障害福祉課自立支援G 担当 小松崎・石井

TEL 029-301-3357

E-mail shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp